

はりきゅう、あん摩マッサージ申請書変更について

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費につきましては、厚生労働省保険局長の令和6年5月31日保発0531第1号の通知により、施術料金等が改定されることとなりました。それに伴い、令和6年10月1日施術分より施術料金体系が一部変わるため、申請書の書式変更を行います。

記

➤変更内容

別添の「はりきゅう、あん摩マッサージ療養費支給申請書の主な変更点」をご確認ください。

➤開始時期

令和6年10月1日（火）施術分より

※当組合ホームページには、新書式、旧書式の両方を掲載しますので、令和6年9月施術分までは旧書式、令和6年10月施術分からは新書式をご利用ください。

➤その他

新書式は当組合ホームページ「申請書ダウンロード」に令和6年9月20日（金）以降掲載予定です。

以上

阪急阪神健康保険組合

健保ホームページ <https://www.hankyu-hanshin-kenpo.or.jp>